

資 料

イギリス2006年会社法（5）

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

中 村 信 男
菊 田 秀 雄

イギリス2006年会社法（5）

- 第1編 通則（第1条～第6条）、第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）、
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（比較法学41巻2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（比較法学41巻3号）
第5章～第9章（第227条～第259条）
- 第12編 会社秘書役（第270条～第280条）（比較法学42巻2号）
- 第11編 社員による代表訴訟（第260条～第269条）
- 第13編 決議および社員総会 第1章・第2章（第281条～第300条）
- 第14編 政治献金等の規制（第362条～第379条）（比較法学42巻3号）
- 第13編 決議および社員総会 第3章～第7章（第301条～第361条）（以上、本号）

第13編 決議および社員総会 (RESOLUTIONS AND MEETINGS)

〔解 説〕（第3章ないし第7章）

2006年会社法の第13編は、社員・株主としての意思決定とその方法について定める規定群からなり、1985年会社法の第11編に置かれている関連規定に代替するものである⁽¹⁾。今回は、2006年会社法第13編のうち第3章ないし第7章の規定を概説・訳出するものである。

まず、第13編第3章は、1985年会社法の第368条ないし第377条、第379条および第381条を廃止した上で、社員総会において行われる決議につき改めて必要規定を設けるものである。同章は、私会社が年次社員総会の開催義務を免除されることを反映しており、例えば、年次社員総会が開催されない場合に社員総会の開催を命ずる主務大臣の権限につき定めていた1985年会社法367条の規

（1） Alistair Alcosk, John Birds, Steve Gale, Companies Act 2006: The New Law, 2007, para. 9. 1.

定を削除している⁽²⁾。その上で、第3章では、第1に、社員総会 (general meeting) を現実招集・開催して行う社員総会決議の成立要件の明確化 (第301条)、従来は定款に置かれていた取締役 (the directors) が全体として総会招集権を有する旨の定めの一部の制定法への移行 (第302条) を行うほか、社員の総会招集請求権 (第303条) とこれに対応する取締役の総会招集義務とその履行期限、総会招集請求の方式 (第304条)、会社の費用をもって社員総会を自力招集する社員の権利 (第305条)、裁判所の総会招集命令権 (第306条) を規定する。このうち、社員が社員総会を自力招集する場合の必要費用を会社に負担させることができる旨の規定は、類似の取扱いがわが国の会社法の明文の規定として見られないだけに、注目に値しよう。

第2に、第3章は、総会招集通知の方式・内容を規定する。総会招集通知については、年次社員総会とそれ以外とで区別する立場が2006年会社法の下でも踏襲されているが、年次社員総会の開催義務が免除された私会社では14日前の通知として統一が図られる一方、公開会社では年次株主総会の場合は21日前までの通知を、年次株主総会以外の総会すなわち臨時株主総会については迅速処理の要請を受け14日前の通知が原則として必要とされている (第307条第1項・第2項)。もっとも、定款の定めをもってする期間の伸長と、必要多数の同意による期間の短縮も認められている (同条第3項～第6項) が、公開会社の年次株主総会については期間の短縮が認められていない (同条第7項)。また、2006年会社法第13編第3章では、招集通知の方法として、書面交付、電磁的方法 (電子メール等) またはウェブサイト上の掲示を掲げその選択的利用を認める (第308条) とともに、ウェブサイト掲示方式の場合の社員・株主への告知 (notification) (第309条) も併せ規定する。さらに、招集通知を受けることができる者 (第310条)、招集通知の内容等 (第311条)、特別通知を要する決議 (第312条)、招集通知等の偶発的な欠缺とその法的影響の排除 (第313条)、社員・株主の意見等を他の社員・株主に周知させる提案説明書 (statement) の回付請求権その他 (第314条～第317条)、社員総会の定足数・議長の選出 (第318条・第319条) も規定されている。ちなみに、イギリス法に特徴的な社員総会の原則的議決方式としての挙手とこれに対して投票請求が行われた場合の投票 (poll) (第320条～第323条) や、議決権の代理行使についても、必要な規定が置かれている (第324条～331条)。このほか、第3章では、延会

(2) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 544.

の場合の決議の効力発生時点（第332条）、電磁的方法による必要情報の送付等（第333条）、種類総会への社員総会規定の準用（第334条・第335条）に関する規定も用意されており、社員・株主総会で現実に決議を行う場合の要件・手続き等が比較的詳細に定められているものである。

第4章は、公開会社の年次株主総会（annual general meeting）開催義務とそれに関連する諸規定が置かれている。2006年会社法では、公開会社のみ年次株主総会の開催が義務付けられており、私会社はその義務を免除されている（第336条）。これを前提に、2006年会社法では、公開会社の年次株主総会の招集通知期間（少なくとも21日前）、年度末から6ヵ月以内の同総会の開催義務（第337条）、株主の年次株主総会に係る提案権（第338条～第340条）を規定するが、年次株主総会の開催時期については、1985年会社法における年度末から15箇月以内という要件を厳格化し、期間の短縮を図っている⁽³⁾。

続く第5章は、上場会社（quoted company）に係る特則を置くものであり、株主総会における投票（poll）の結果のウェブサイト上での開示義務（第341条）、投票結果に関する独立報告書（independent report on poll）を要求する株主の権利（第342条）（少数株主権）、独立投票検査役制度（independent assessor）（第343条～第351条）を規定する。独立投票検査役は、わが国では総会検査役に相当するものであろうが、独立性が比較的厳格に求められ（第344条参照）、もって総会の投票結果の集計等の公正確保が図られている点は注目に値しよう。このほか、種類総会への関連規定の準用（第352条）、ウェブサイト上での関連情報の利用可能性に係る定め（第353条）、上場会社向けの特例規定の適用範囲の限定または拡大のための手続き（第354条）が併規されている。このように、イギリス会社法は、公開会社のうち上場会社を対象とする特別規定を用意してきており、会社法による規律のあり方という点で注目すべき対応といえよう。

第6章は、決議と社員総会の記録（議事録）（第355条）、その証拠能力（第356条）、一人会社の社員による意思決定の場合の記録方法（第357条）、決議・社員総会の記録の会社による備置義務と社員・株主の閲覧請求権（第358条）、種類総会の決議等の記録（第359条）につき規定する。

第7章は、社員総会の招集等に係る期間計算の明確化と取扱いの統一を図るための措置を講じているほか（第360条）、第5章で特例の対象とされる上場会

(3) DTI, *ibid*, at para. 336.

社の定義を置いている (第361条)。

なお、第13編の第3章ないし第7章の規定群のうち、第308条および第309条ならびに第333条は、2007年1月20日から先行施行されているのに対し、その他の規定は2007年10月1日から施行されている。ただし、第327条第2項c号および第330条第6項c号は、当分の間、施行が延期されている。

〔条 文〕

第3章 社員総会における決議 (Resolutions at meetings)

社員総会における決議にかかる通則 (General provisions about resolutions at meetings)

第301条 総会における決議 (Resolutions at meetings)

会社の社員の決議は、次の各号に定めるところに従って行われる場合に、社員総会において有効に成立する⁽⁴⁾。

- (a) 本章 (および、該当するときは第4章) および当該会社の定款 (articles) に従って、当該社員総会および当該決議に係る通知が発せられ、かつ、
- (b) 本章 (および、該当するときは第4章) および当該会社の定款 (articles) に従って、当該社員総会が開催され、運営される場合

社員総会の招集 (Calling meetings)

第302条 取締役の総会招集権 (Directors' power to call general meetings)⁽⁵⁾

会社の取締役 (the directors) は、当該会社の社員総会 (general meeting) を招集することができる。

第303条 社員の取締役に対する総会招集請求権 (Members' power to require directors to call general meeting)

- (1) 会社の社員は、取締役 (the directors) に対し、当該会社の社員総会を招集するよう請求することができる。
- (2) 取締役 (the directors) は、会社が次の各号のいずれかに掲げる社員から社員総会の招集請求を受けたときは直ちに (once)、社員総会を招集することを要する。
 - (a) 当該会社の払込済資本 (paid-up capital) のうち当該会社の総会における議

(4) 本条は、1985年会社法第378条第6項に示されていた特別決議に関する原則をすべての社員総会決議に拡張するものであり、必要多数の賛成のほか適正な手続きを用いることを社員総会決議の一般的な成立要件として定めるものである。DTI, *ibid*, at para. 545.

(5) 本条は、会社の附属定款 (articles of association) のひな型を定めた1985年会社法の付表Aの37条を承継したものである。DTI, *ibid*, at para. 302.

決権を伴うもの（金庫株（treasury shares）として保有されている払込済資本を除く。）の必要割合（required percentage）以上に当たる資本を有する社員（members）、または、

（b）株式資本（share capital）を有さない会社の場合は、総会における議決権を有するすべての社員の有する議決権総数の必要割合（required percentage）以上に当たる議決権を有する社員（members）

（3）前項の必要割合とは、10%をいう。ただし、私会社の場合において、次の各号に定めるいずれかの要件を満たした最終の社員総会（the last general meeting）の終結時から12箇月を超える期間が経過しているときは、前項の必要割合は5%である。

（a）当該社員総会が、本条に基づく要件に従って招集されたものであること、または、

（b）当該社員総会に関して、当該会社のあらゆる社員が（法規（enactment）、当該会社の定款その他により）、社員総会が当該社員の請求に応じて招集されたとすれば提出したであろう議案と同程度の量の議案（resolution）の回付（circulation）に係る権利を有していたこと

（4）請求は、次の各号に定めるところによる。

（a）当該請求は、当該社員総会において取り上げる議事の一般的な性質を明示しなければならない。

（b）当該請求は、当該社員総会において適正に（properly）提案することができ、かつ、当該社員総会において提案することが意図されている議案の文言（text）を含めることができる。

（5）議案は、これを適正に社員総会において提案することができる。但し、次の各号に定める場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（a）当該提案が、たとえ可決されたとしても、（法規または当該会社の定款（constitution）の違反（inconsistency）を理由とするにせよ、またはそれ以外の理由によるにせよ）効力を有しない場合、

（b）当該提案が、他者の名誉を毀損するものである場合、または、

（c）当該提案が、明らかに法的根拠を欠くものであるか（frivolous）、または、嫌がらせ目的によるもの（vexatious）である場合

（6）請求は、次の各号に定めるところによる。

（a）請求は、書面（hard copy）または電磁的方法（electronic form）によってこれを行うことができる。また、

（b）請求は、請求者による確認を受けなければならない。

第304条 社員により請求された社員総会を招集すべき取締役の義務（Directors' duty to call meetings required by members）

（1）第303条に基づき会社の社員総会を招集する義務を負う取締役（the directors）は、次の各号に定めるところに従い社員総会を招集しなければならない。

（a）取締役が社員総会招集義務を負うに至った日から21日以内に招集すること、かつ、

- (b) 当該社員総会の招集通知 (the notice convening the meeting) の日から28日を超えない日に当該社員総会が開催されること
- (2) 会社において受領した請求が、当該社員総会で提案することが意図されている議案を明示しているときは、当該社員総会の招集通知は、当該議案に係る通知を含まなければならない。
- (3) 当該社員総会において取り扱うことができる議事は、本条に従って通知が行われた議案を含む。
- (4) 当該議案が特別決議として提案されることとなっている場合において、取締役 (the directors) が第283条に従って当該議案に係る必要な通知を行わないときは、取締役は、当該社員総会を適式に (duly) 招集しなかったものとみなす。

第305条 会社の費用で社員総会を招集する社員の権利 (Power of members to call meeting at company's expense)

- (1) 次の各号のいずれにも該当する場合は、社員総会の招集を請求した社員、または、社員総会の招集を請求した社員の中で当該社員全員の有する議決権の総数の過半数を有するいずれかの社員は、自ら社員総会を招集することができる。
 - (a) 取締役 (the directors) が、第303条に基づいて、社員総会を招集する義務を負う場合であって、
 - (b) 取締役が第304条に従って社員総会を招集しない場合
- (2) 会社において受領した請求が、当該社員総会で提案することが意図されている議案を明示していたときは、当該社員総会の招集通知は、当該議案に係る通知を含まなければならない。
- (3) 第1項の社員総会は、取締役 (the directors) が総会招集義務を負うこととなった日から3箇月を超えない日を会日として、これを招集しなければならない。
- (4) 第1項の社員総会は、できる限り、当該会社の取締役が招集しなければならない社員総会の場合と同じ方法でこれを招集しなければならない。
- (5) 第1項の社員総会で取り扱うことができる議事は、本条に従って通知が発せられる議案を含む。
- (6) 取締役 (the directors) が総会を適式に招集しなかったために当該社員総会の招集を請求した社員が負担した一切の合理的な費用は、これを当該会社が弁償しなければならない。
- (7) 前号の補償額は、取締役のうち任務懈怠のあった者の役務に関する手当て (fees) その他の報酬として会社が支払うべきまたは支払うこととなる金額の中から、会社がこれを控除するものとする。

第306条 裁判所の総会招集命令権 (Power of court to order meeting)

- (1) 本条は、次の各号のいずれかの場合にこれを適用する。
 - (a) 何らかの理由により、会社の社員総会を、当該会社の社員総会を招集することができず方法に従って招集することができない場合、または、
 - (b) 何らかの理由により、会社の社員総会を当該会社の定款または本法の定める方法に従って運営すること (conduct) ができない場合

(2) 裁判所は、裁判所自身の発議により、または、次の各号に定める者のいずれかの申請に基づき、裁判所が適当と思量するところに従って社員総会を招集し、開催し、運営することを命ずることができる。

(a) 当該会社のいずれかの取締役、もしくは、

(b) 当該社員総会において議決権を行使することができる当該会社の社員

(3) 前項の命令が行われる場合に、裁判所は、裁判所の適当と思量する付随命令または派生命令 (ancillary or consequential direction) を発することができる。

(4) 前項の命令は、当該会社の一人の社員が当該社員総会に出席すれば定足数 (quorum) を充足したものとみなす旨の命令を含むことができる⁽⁶⁾。

(5) 本条に基づく命令に従って招集、開催および運営される総会は、あらゆる目的に関して、これを適式に招集、開催および運営される当該会社の社員総会であるものとみなす。

社員総会の通知 (Notice of meetings)

第307条 総会につき必要とされる通知 (Notice required of general meeting)

(1) 私会社の社員総会 (延会 (adjourned meeting) を除く) は、14日以上前の通知によりこれを招集しなければならない。

(2) 公開会社の株主総会 (延会を除く) は、次の各号に定めるいずれかの通知によりこれを招集しなければならない。

(a) 年次株主総会 (annual general meeting) の場合には21日⁽⁷⁾以上前の通知、

(b) 年次株主総会以外の場合は14日以上前の通知

(6) イギリス会社法上は、一人会社を除き、社員・株主総会の定足数として2名の社員・株主の出席を要するが (2006年会社法第308条第2項本文)、それでは、裁判所の総会招集命令がありながら、欠席戦術をとられ、流会にされる可能性がある。そこで、欠席戦術という姑息な方法を封ずるために、株主 (本人または代理人) 一人の出席をもって定足数の充足があったものと取り扱えるようにしているものである。中村信男「イギリス法上の株主総会」酒巻俊雄=志村治美編『(中村一彦先生古稀記念) 現代企業法の理論と課題』390頁 (信山社、2002年)。

(7) ロンドン証券取引所の上場会社にあつては、統合規範 (Financial Reporting Council, The Combined Code on Corporate Governance (June 2008)) により、年次株主総会の日の20営業日前に招集通知と関連書類を株主に対し送付することが求められている (D.2.4)。会社法の規定では、休日も21日の中に算入されるため、統合規範では、「営業日」概念を用いることで、株主に実質的な熟慮期間を確保しようとするものである。中村・前掲 (注6) 385頁。なお、統合規範については、中村信男=上田亮子 (共訳)「イギリスのコーポレート・ガバナンスに関する改正統合規範 (2003年7月)」比較法学38巻2号209頁 (2005年) を参照。

(3) 会社の定款は、第1項または第2項に定める期間よりも長い招集通知期間を要求することができる。

(4) 社員総会は、社員の同意があるときは、社員の同意がなければ要求される期間よりも通知期間を短縮してこれを招集することができる。

(5) 前項の通知期間の短縮は、社員総会に出席し議決権を行使する権利を有する社員の多数の同意を得なければならない。本項にいう多数とは、次の各号のいずれかに該当する多数をいう。

(a) 共同して (together)、当該社員総会に出席し議決権を行使する権利を伴う株式 (金庫株として保有されている当該会社の株式は除く) の額面総額 (nominal value) の必要割合 (requisite percentage) 以上に相当する株式を有する社員、または、

(b) 株式資本を有さない会社の場合は、共同して、総社員の有する当該社員総会における議決権総数の必要割合 (requisite percentage) 以上に相当する議決権を有する社員

(6) 前項の必要割合とは、以下の各号に定める割合をいう。

(a) 私会社の場合は、90%または90%を超えて当該会社の定款で定めた割合

(b) 公開会社の場合は、95%

(7) 本条第5項および第6項は、公開会社の年次株主総会にこれを適用しない (その代わりに、第337条第2項を見よ)。

第308条 招集通知の発出の方法 (Manner in which notice to be given)

会社の社員総会の通知は、次の各号に定める方法のいずれかによってこれを発し、または、当該方法のうち2つを併用してこれを発しなければならない。

(a) 書面による方法

(b) 電磁的方法、または、

(c) ウェブサイトによる方法 (第309条を見よ)

第309条 ウェブサイト上における社員総会招集通知の公開 (Publication of notice of meeting on website)

(1) 社員総会の招集通知は、ウェブサイトによる方法をもってしてはこれを会社が有効に発することにならない。但し、社員総会の招集通知が本条に従って発せられるときは、この限りでない。

(2) 会社が、社員に対し、会社のウェブサイトには社員総会の招集通知が公開されていることを告知する場合は、当該告知 (notification) は次の各号に定めるものでなければならない。

(a) 当該告知は、当該告知が会社の社員総会の招集通知に関連するものであることを明示しなければならない。

(b) 当該告知は、社員総会の場所および日時を明記しなければならない。また、

(c) 公開会社の場合は、当該告知は、当該株主総会が年次株主総会であるか否かを明示しなければならない。

(3) 招集通知は、前項の告知の日をもって始まり社員総会の終結をもって終了する

期間を通じてウェブサイトにおいて閲覧することができるものでなければならない。

第310条 社員総会の招集通知を受けることができる者 (Persons entitled to receive notice of meetings)

(1) 会社の社員総会の招集通知は、次の各号に掲げる者に対しこれを発ししなければならない。

(a) 当該会社のすべての社員、および、

(b) すべての取締役

(2) 第1項において、「社員」には、会社が通知を受けているときは、社員の死亡または破産の結果として株式に対する権利を有する一切の者を含む。

(3) 第2項において、社員の破産には、次の各号に定めるものを含む。

(a) 社員の財産の仮差押え (sequestration)

(b) 社員の財産が (1985年破産 (スコットランド) 法 (c.66) の意味における保護信託証書 (protected trust deed) の対象となること

(4) 本条は、次の各号に定めるものに従い効力を有する。

(a) 一切の法規、および、

(b) 会社の定款の一切の規定

第311条 社員総会の招集通知の内容 (Contents of notice of meetings)

(1) 会社の社員総会の招集通知は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(a) 社員総会の日時、および、

(b) 社員総会の開催場所

(2) 会社の社員総会の招集通知は、当該社員総会において取り扱われる議事の一般的な性質を明示しなければならない。本項は、会社の定款の一切の規定に従い効力を有する。

第312条 特別通知を要する決議 (Resolution requiring special notice)

(1) 会社法のいずれかの規定により特別通知 (special notice) が決議につき要求される場合は、当該決議は、当該決議を提案する意思の通知が会社に対し、当該決議が提案される社員総会の日の28日前までに行われていない限り、効力を有しない。

(2) 会社は、実行できるときは、会社が社員総会の招集通知を発する場合と同じ方法で、かつ、同時に、前項の決議に係る通知を当該会社の社員に発しなければならない。

(3) 実行できないときは、会社は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、社員総会の日の14日前までに当該会社の社員に対し第1項の通知を発しなければならない。

(a) 相当の発行部数 (appropriate circulation) を有する一の新聞上における広告 (advertisement)、または、

(b) その他会社の定款で認める方法

(4) 特別通知を要する決議を提案する意思がある旨の通知が会社に対し行われた後に、社員総会が、当該通知が行われた日から28日以内の日を会日として招集されるときは、当該通知は、必要な期限内に行われなかったとしても、これを適切に行ったも

のとみなす。

第313条 決議または社員総会の通知の偶発的な欠缺 (Accidental failure to give notice of resolution or meeting)

(1) 会社が、次の各号に定める事項に係る通知を発する場合においては、1人または複数の者に対する当該通知の偶発的な欠缺 (accidental failure to give notice) は、社員総会または決議に係る通知が適式に行われているか否かを決する目的のために、これを考慮に入れないものとする。

(a) 社員総会、または、

(b) 社員総会に提出しようとする議案

(2) 次の各号に掲げるいずれかの規定に基づく通知に対する関係を除いて、第1項は会社の定款の一切の規定に従い効力を有する。

(a) 第304条 (社員によって招集を請求される社員総会の通知)

(b) 第305条 (社員によって招集される社員総会の通知)

(c) 第339条 (社員提案に係る年次株主総会での議案の通知)

社員の提案説明書 (Members' statements)

第314条 提案説明書の回付を請求する社員の権利 (Members' power to require circulation of statements)

(1) 会社の社員は、会社に対し、次の各号に定める事項に係る1000語以下の提案説明書を、社員総会の招集通知を受ける権利を有する当該会社の社員に対して回付するよう請求することができる。

(a) 当該社員総会において取り扱われるべきものとして当該議案において示された事項、または、

(b) その他当該社員総会において取り扱われるべき事項

(2) 会社は、次の各号に掲げる社員から請求を受けたときは直ちに、提案説明書を回付することを要する。第153条 (株式が他者のために保有される場合における権利の行使) も参照せよ。

(a) 関連する議決権を有するすべての社員の有する議決権 (金庫株として保有されている当該会社の一切の株式に付随する議決権を除く) の総数の5%以上に相当する議決権を有する社員、または、

(b) 関連する議決権を有し、かつ、社員1人あたりの平均払込済額が100ポンド以上である株式を有する100名以上の社員

(3) 第2項において、「関連する議決権」 (relevant right to vote) は、次の各号に定める意味を有する。

(a) 議案において示された事項に関連する提案説明書に関しては、第1項の請求に係る社員総会において当該議案につき行使する議決権、および、

(b) その他の提案説明書に関しては、第1項の請求に係る社員総会において行使する議決権

(4) 第1項の請求は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 当該請求は、書面または電磁的方法によりこれを行うことができる。
- (b) 当該請求は、回付される提案説明書を明示しなければならない。
- (c) 当該請求は、請求者がこれを確認しなければならない。
- (d) 当該請求は、当該請求が関連する社員総会の日の 1 週間前までに当該会社がこれを受け取らなければならない。

第315条 社員の提案説明書を回付する会社の義務 (Company's duty to circulate members' statement)

(1) 第314条により提案説明書を回付することを要する会社は、次の各号に定めるところに従い、社員総会の招集通知を受ける権利を有する当該会社の社員の全員に対し当該提案説明書の写しを送付しなければならない。

- (a) 社員総会の招集通知と同じ方法で、かつ、
 - (b) 会社が社員総会の招集通知を発するときと同時に、または、会社が招集通知を発した後、合理的程度に可及的速やかに
- (2) 第1項は、第316条第2項(回付費用に関する金額の供託または提供 (deposit or tender)) および第317条(社員の提案説明書を回付しない旨の申立て)に従い効力を有する。
- (3) 本条の遵守に違反がある場合は、任務懈怠のある当該会社の一切の役員が有罪となる。
- (4) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額以下の罰金

第316条 社員の提案説明書の回付費用 (Expense of circulating members' statement)

(1) 会社が第315条を遵守するための費用は、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、提案理由書の回付を請求した社員がこれを支払うことを要しない。

- (a) 当該請求が関連する社員総会が公開会社の年次株主総会であること、かつ、
 - (b) 提案説明書の回付を会社に対し請求するに十分な請求が、前号の株主総会に関する会計年度 (financial year) の末日までに受領されること
- (2) 前号に定める要件を満たさない場合は、次の各号に定めるところによる。
- (a) 会社が第315条を遵守するための費用は、会社が別段の決議を行わない限り、提案説明書の回付を請求した社員がこれを支払わなければならない。
 - (b) 会社は、会社に対して総会の日の 1 週間前までに、会社が第315条を遵守することの費用を賄うに合理的に足りる額が供託または提供されていない限り、同条を遵守することを要しない。但し、会社がすでに同条を遵守する旨を決議しているときは、この限りでない。

第317条 社員の提案説明書を回付しない旨の申立て (Application not to circulate members' statement)

(1) 会社は、当該会社または権利を侵害されたと主張する第三者による申立てに基づき、第314条および第315条により与えられる権利が濫用されていると裁判所が認め

るときは、第315条に基づく社員の提案説明書を回付することを要しない。

(2) 裁判所は、提案説明書の回付を請求した社員に対し、当該社員が前項の申立ての当事者でないときであっても、前項の申立てに係る会社の費用 (costs) (スコットランドにおいては経費 (expense)) の全部または一部の支払を命じることができる。

社員総会における手続き (Procedure at meetings)

第318条 社員総会の定足数 (Quorum at meetings)

(1) 株主がただ一人である株式会社または社員がただ一人である保証有限責任会社 (company limited by guarantee) の場合は、一人の有資格者 (qualifying person) の社員総会への出席が定足数 (quorum) となる。

(2) 前号の場合以外の一切の場合においては、会社の定款に従うことを条件として、2人の有資格者の社員総会への出席が定足数となる。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(a) 各出席者が、専ら第323条に基づいて当該社員総会に関して法人の代表者 (the representative of a corporation) として行為する権限を付与されていることを理由として有資格者となり、かつ、同一の法人の代表者である場合、または、

(b) 各出席者が、専ら当該社員総会に関して社員の代理人 (proxy) として選任されていることを理由として有資格者となり、かつ、同一の社員の代理人である場合

(3) 本条の目的に関して、「有資格者」は、次の各号に定める者を意味する。

(a) 会社の社員である個人 (an individual)

(b) 第323条 (社員総会における法人の代表者) に基づき当該社員総会に関して法人の代表者として行為する権限を授与された者

(c) 当該社員総会に関して社員の代理人として選任された者

第319条 社員総会の議長 (Chairman of meeting)

(1) 社員は、社員総会において可決される会社としての決議 (a resolution of the company passed at the meeting) によりこれを社員総会の議長 (the chairman of a general meeting) に選任することができる。

(2) 第1項は、議長となりうる資格または議長となることができない欠格事由を定める会社の定款の規定に従う。

第320条 挙手に係る議長の宣言 (Declaration by chairman on a show of hands)

(1) 社員総会の議案に係る挙手に基づく議決について、次の各号に定める事実を内容とする議長の宣言は、当該議案に対する賛成または反対するものとして記録された議決権の数または割合について証明がなくとも、当該事実に係る決定的証拠 (conclusive evidence) となる。

(a) 当該議案が可決されたこと、もしくは、可決されなかったこと、または、

(b) 当該議案が特定多数 (particular majority) をもって可決されたこと

(2) 第355条に従って社員総会の議事録に行われた前項の宣言に係る記録もまた、前

項の証明がなくとも、前項各号に定める事実に係る決定的証拠となる。

(3) 本条は、当該議案について投票 (poll) が請求される (かつ、当該請求がその後撤回されていない) 場合は、効力を有しない。

第321条 投票請求権 (Right to demand a poll)

(1) 会社の定款の定めが、次の各号に定める事項を除く議題 (question) について社員総会において投票を請求する権利を排除する効果を伴う限り、当該定款の定めはこれを無効とする。

(a) 社員総会の議長を選出、または、

(b) 社員総会の延期 (adjournment of the meeting)

(2) 会社の定款の定めが、次の各号に定める者によってなされる前項の議題に係る投票請求を無効とする効果を有する限り、当該定款の定めはこれを無効とする。

(a) 当該議題に係る決議につき議決権を有する 5 人以上の社員、

(b) 当該議題に係る決議につき議決権を有するすべての社員の有する議決権 (金庫株として保有されている当該会社の株式に付随する議決権を除く) の総数 10% 以上に相当する議決権を有する社員、または、

(c) 当該議題に係る決議につき議決権を伴う株式であって、払込額が当該株式 (当該議題に係る議題につき議決権を伴うものの金庫株として保有されている当該会社の株式を除く) の全部につき払い込まれた払込額の総額の 10% 以上に相当する株式を有する一人または複数の社員

第322条 投票に基づく議決 (Voting on a poll)

会社の社員総会において行われる投票 (poll) について、2 以上の議決権を行使することができる社員は、議決権を行使する場合に、その有する議決権の全部を行使すること、または、その行使する議決権の全部を同一の方向において行使することを要しない。

第323条 社員総会における法人の代表者 (Representation of corporations at meetings)

(1) 法人 (本法にいう会社の定義に含まれるか否かを問わない) が、会社の社員である場合は、当該法人は、その取締役 (directors) またはその他の業務執行組織 (governing body) の決定をもって、一人の者または複数の者に対し、当該会社の一切の社員総会において当該法人の代表者として行為する権限を授与することができる。

(2) 法人が一人の者だけに授權する場合は、当該代表者は、当該法人が当該会社の個人社員 (an individual member) であれば行使することができるものと同一の権利を当該法人のために行使することができる。

(3) 法人が複数の者に対し授權する場合は、当該複数の代表者のいずれの者であっても、当該法人が当該会社の個人社員 (an individual member) であれば行使することができるものと同一の権利を当該法人のために行使することができる。

(4) 法人が複数の者に授權し、かつ、当該複数の代表者のうち複数の者が第 3 項に基づく権限を行使する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 当該複数の者が同一の方向において第3項に基づく権限を行使しようとするときは、当該権限は同一の方向において行使されたものとみなし、
- (b) 当該複数の者が同一の方向において第3項に基づく権限を行使しようとしな
いときは、当該権限は行使されなかったものとみなす。

代理人 (Proxies)

第324条 代理人を選任する権利 (Rights to appoint proxies)

(1) 会社の社員は、他の者を、当該会社の社員総会に出席し社員総会で発言し議決権を行使する当該社員の権利の全部または一部を行使する代理人として選任することができる。

(2) 株式資本を有する会社の場合において、各代理人が株主が保有する異なる種類の株式に付随する権利を行使するために選任され、または、各代理人が株主が保有する併合株式 (stock) につき10ポンド毎に付随する権利を行使するために選任されたときは、株主は一の株主総会に関して複数の代理人を選任することができる。

第325条 代理人選任権の記載を含む総会の通知 (Notice of meeting to contain statement of rights)

(1) 会社の社員総会のすべての招集通知には、次の各号に定めることを社員に知らせる記載を、相当程度の強調を行って (with reasonable prominence) 付さなければならない。

- (a) 第324条に基づく社員の権利、および、
- (b) 当該会社の定款によって付与される、複数の代理人を選任することができるより広範な権利
- (2) 本条の遵守の懈怠は、社員総会の有効性または当該社員総会において行われる一切の議事の効力に影響を及ぼさない。
- (3) 本条がいずれかの社員総会に関して遵守されないときは、任務懈怠のある当該会社のすべての役員が有罪となる。
- (4) 本条に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

第326条 会社の費用を以てする代理人選任の勧誘 (Company-sponsored invitations to appoint proxies)

(1) 社員総会に関連して、会社の費用で、社員に対し一人または複数の特定の者を代理人として選任する旨の勧誘状 (invitations) が発せられる場合は、当該勧誘状は、これを当該社員総会において議決権を行使することができるすべての社員に対して発しなければならない。

(2) 次の各号に掲げる条件を充たす場合は、第1項の違反とならない。

- (a) ある社員に対して、当該社員の請求に基づき、代理人を指名する委任状 (form of appointment) または代理人として行使する意思を有する複数の者を掲げた一覧表が発せられること、かつ、
- (b) 前号の委任状または一覧表が、第1項の社員総会において議決権を行使する

ことができるすべての社員から請求があれば、当該社員において閲覧できる状態にあること

(3) 社員総会に関して第1項に違反するときは、任務懈怠のある当該会社のすべての役員が有罪となる。

(4) 本状に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

第327条 代理人の委任状等につき要求される通知 (Notice required of appointment of proxy etc)

(1) 本条は、次の各号に定めるものにこれを適用する。

(a) 代理人の委任状 (the appointment a proxy), および、

(b) 代理人の委任状の有効性または代理人の委任状に関するその他の事項を証明するために必要な一切の書類

(2) 会社の定款の定めが、前項各号の委任状または書類につき、次の各号に定める時点よりも前に当該会社またはその他の者がこれを受領することを要求する内容を伴う限り、当該定款の定めはこれを無効とする。

(a) 社員総会または延会の場合は、社員総会または延会の開催時間の48時間前の時点

(b) 投票が請求された後48時間を超えて行われる投票の場合は、投票を行うために設定された時点の24時間前の時点

(c) 投票が請求された後48時間以内に行われる投票の場合は、投票が請求された時点

(3) 第2項に定める期間の計算にあたっては、営業日 (working day) でない日はこれを一切算入しないものとする。

第328条 社員総会の議長 (Chairing meetings)

(1) 代理人は、社員総会において可決される会社としての決議 (a resolution of the company passed at the meeting) によりこれを社員総会の議長 (the chairman of a general meeting) に選任することができる。

(2) 第1項は、議長となりうる資格または議長となることができない欠格事由を定める会社の定款の規定に従う。

第329条 代理人の投票請求権 (Right of proxy to demand a poll)

(1) 会社の社員総会においてある事項につき議決権を行使する代理人の委任状は、代理人に対し当該事項につき投票を請求し、または投票請求に参加する権限を付与するものとする。

(2) 第321条第2項 (有効な投票請求の要件) の定めを適用するにあたり、代理人による投票請求は、次の各号に定めるものとしてこれを算入する。

(a) 同項第a号の目的に関して、社員による投票請求として

(b) 同項第b号の目的に関して、当該代理人が行使する権限を付与されている議決権を有する社員による投票請求として

(c) 同項第c号の目的に関して、同号に定める権利が付随する株式を保有する社

員による投票請求として

第330条 代理人の権限を消滅させることにつき要求される通知 (Notice required of termination of proxy's authority)

(1) 本条は、代理人として行為する者の権限を消滅させる旨の通知 (代理権消滅通知 (notice of termination)) にこれを適用する。

(2) 代理人として行為する者の権限を消滅させることは、次の各号に定める事項に影響を与えない。但し、会社が、各号の社員総会の開始前に代理権消滅通知を受けているときは、この限りでない。

(a) 当該者が、社員総会における定足数の存否の判定において算入されるか否か

(b) 当該者が社員総会の議長として行うことの有効性

(c) 当該者が社員総会で請求した投票の有効性

(3) 代理人として行為する者の権限を消滅させることは、当該者により行われた議決権行使の効力に影響を与えない。但し、会社が次の各号に定める時点の前に代理権消滅通知を受けているときは、この限りでない。

(a) 当該議決権が行使される社員総会または延会の開始の時点

(b) 投票が請求された後48時間を超えて行われる投票の場合は、投票を行うために設定された時点

(4) 会社の定款が、社員に対し、代理権消滅通知を会社以外の者に対して行うことを要求または許容しているときは、前2項において会社が当該通知をうけるという文言は、当該文言が当該者を指すかまたは当該者を含むものとして効力を有する。

(5) 第2項および第3項は、同項に定める時点よりも前の時点に会社またはその他の者により代理権消滅通知が受領されることを要求する内容を有する会社の定款の定めに従い効力を有する。このことは、第6項に従う。

(6) 会社の定款が、次の各号に定める時点よりも前の時点において会社またはその他の者により代理権消滅通知が受領されることを要求する内容を有する限り、当該定款の定めはこれを無効とする。

(a) 社員総会または延会の場合は、社員総会または延会の開催時間の48時間前の時点

(b) 投票が請求された後48時間を超えて行われる投票の場合は、投票を行うために設定された時点の24時間前の時点

(c) 投票が請求された後48時間以内に行われる投票の場合は、投票が請求された時点

(7) 第3項第b号および第6項に定める期間の計算にあたっては、営業日 (working day) でない日はこれを一切算入しないものとする。

第331条 定款により権利を拡大する余地 (Saving for more extensive rights conferred by articles)

第324条ないし第330条の定め (代理人) は、会社の定款が社員または代理人に対して当該規定により付与される権利よりも広範な権利を付与することを妨げない。

延会 (Adjourned meetings)

第332条 延会において可決される決議 (Resolution passed at adjourned meeting)

決議が、会社の延会において可決されるときは、当該決議は、これをあらゆる目的に関して、当該決議が実際に可決された日に可決されたものとして扱い、当該日よりも前の日に可決されたものとみなさない。

電磁的方法 (Electronic communications)

第333条 社員総会等関連書類の電磁的方法による送付 (Sending documents relating to meetings etc in electronic form)

(1) 会社が社員総会招集通知に電子的アドレス (electronic address) を掲載しているときは、当該会社は、社員総会における手続きに関連する一切の書類または情報はこれを当該電子的アドレスに宛てて電磁的方法により送信することができることに同意したものとみなす。

(2) 会社が次の各号に掲げるもののいずれかに電子的アドレスを掲載しているときは、当該会社は、社員総会における手続きに関連する一切の書類または情報はこれを(招集通知に明示された条件または制限に服することを条件として)当該電子的アドレスに宛てて電磁的方法により送信することができることに同意したものとみなす。

(a) 当該社員総会に関して会社が送付する委任状用紙 (instrument of proxy)

(b) 当該社員総会に関して会社が発行する代理人選任にかかる勧誘状 (invitation)

(3) 第2項において、代理人に関する書類には次の各号に定めるものを含む。

(a) 社員総会に関連する代理人の委任状 (the appointment of a proxy)

(b) 代理人の選任の有効性または代理人の選任に関するその他の事項を証明するのに必要な一切の書類

(c) 代理人の代理権の消滅通知

(4) 本条において、「電子的アドレス」(electronic address) とは、電磁的方法により書類または情報を送付しまたは受領する目的のために用いられるアドレスまたは番号を意味する。

種類総会への準用 (Application to class meetings)

第334条 種類総会への準用 (Application to class meetings)

(1) 本章の規定は、社員総会に対する関係において適用されるところに従い、種類株式の保有者で構成する種類総会にこれを準用する。

(2) 本章の次の各号に掲げる規定は、これを種類株式の保有者で構成する種類総会に関して適用しない。

(a) 第303条ないし第305条(社員の取締役に対する総会招集請求権)、および、

(b) 第306条(裁判所の総会招集命令権)

(3) 次の各号に定める規定は(第2項に定める規定に加えて)、種類株式に付随する権利の違い (variation) に対応する種類総会(各種類総会 (variation of class

rights meeting)) に関してこれを適用しない。

- (a) 第318条 (定足数), および,
 - (b) 第321条 (投票請求権)
- (4) 各種類総会の定足数は, 次の各号に定めるところによる。
- (a) 延会以外の総会については, 発行済の当該種類株式 (金庫株として保有されている当該種類株式を除く) の額面総額の 3 分の 1 以上に相当する株式を有する 2 人の者の出席
 - (b) 延会については, 当該種類株式を有する 1 人の者の出席
- (5) 第 4 項の目的に関して, 代理人として出席する者は, 当該代理人が議決権を行使する権限を授与されている株式のみを有するものとして扱われる。
- (6) 各種類総会において, 当該種類株式の保有者は, 投票を請求することができる。
- (7) 本条の目的に関しては, 次の各号に定めるところによる。
- (a) 種類株式に付随する権利の変更に係る定款の規定の変更, または, 当該規定の定款への挿入は, それ自体, 当該権利の変更とみなす。
 - (b) 種類株式に付随する権利の変更とは, 当該権利の廃止 (abrogation) を含む。

第335条 種類総会への準用：株式資本を有さない会社 (Application to class meetings: companies without a share capital)

- (1) 本章の規定は, 株主総会に対する関係において適用されるところに従い, 株式資本を有さない会社の種類社員 (a class of members) で構成する総会にこれを準用する。この場合は, 第 2 項および第 3 項に従う。
- (2) 本章の次の各号に掲げる規定は, 前項の種類総会に関してこれを適用しない。
- (a) 第303条ないし第305条 (社員の取締役に対する総会招集請求権), および,
 - (b) 第306条 (裁判所の総会招集命令権)
- (3) 次の各号に定める規定は (第 2 項に定める規定に加えて), 種類社員の権利の違い (variation) に対応する種類総会 (各種類総会 (variation of class rights meeting)) に関してこれを適用しない。
- (a) 第318条 (定足数), および,
 - (b) 第321条 (投票請求権)
- (4) 各種類総会の定足数は, 次の各号に定めるところによる。
- (a) 延会以外の各種類総会については, 当該種類社員の議決権の 3 分の 1 以上に相当する議決権を有する 2 人の当該種類社員 (本人または代理人) の出席
 - (b) 延会については, 当該種類社員 1 人 (本人または代理人) の出席
- (5) 各種類総会において, 出席社員 (本人または代理人) は投票を請求することができる。
- (6) 本条の目的に関しては, 次の各号に定めるところによる。
- (a) 種類社員の権利の変更に係る定款の規定の変更, または, 当該規定の定款への挿入は, それ自体, 当該権利の変更とみなす。
 - (b) 種類社員の権利の変更とは, 当該権利の廃止を含む。

第 4 章 公開会社：年次株主総会にかかる追加的要件
(Public Companies : Additional Requirements For AGMs)⁽⁸⁾

第336条 公開会社：年次株主総会 (Public companies : annual general meeting)⁽⁹⁾

(1) 公開会社は、各期末日 (accounting reference date) の翌日から 6 ヶ月の間に、(当該期間中に開催される他の総会に加えて) 年次株主総会として株主総会を開催しなければならない。

(2) 第392条 (期末日の変更) に基づき、次の各号に掲げる内容の通知を発した結果、本条第 1 項の規定を遵守しない会社は、当該通知を発してから 3 ヶ月以内に年次株主総会として株主総会を開催すれば、本条第 1 項を遵守したものとして取り扱うものとする。

(a) 新たな期末日を定め、かつ、

(b) 現行のまたは従前の会計期間 (accounting reference period) が短縮された旨を述べるもの

(3) 会社が本条第 1 項の規定を遵守しない場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決 (summary conviction) の場合は、法定最高額を超えない罰金

第337条 公開会社：年次株主総会の通知 (Public companies : notice of AGM)⁽¹⁰⁾

(1) 公開会社の年次株主総会の招集通知には、当該株主総会が年次株主総会である

(8) 本章は、年次社員・株主総会に関する公開会社の特例を定めるものである。

1985年会社法からの変更点は、①私会社は年次社員総会の開催義務を負わない(本章の私会社への適用はない) こと、および②公開会社は、会計年度末より 6 ヶ月以内に年次株主総会を開催しなければならないこと、の 2 点である。

DTI, *supra* note 2, at para. 582.

(9) 本条は1985年会社法第366条に代替する規定である。1985年会社法第366条は、全ての会社に対して年 1 回の年次株主総会の開催を義務付ける (1 項) とともに、年次株主総会開催後、次の年次株主総会開催までの期間が15ヶ月を超えてはならないもの (3 項) と定めていた。DTI, *ibid.*, at para. 583.

(10) 本条第 2 項は1985年会社法369条に相当する規定である。2006年会社法第307条第 2 項において、公開会社の年次総会における招集通知期間の最低限は21日間 (会社定款でそれ以上の期間を定めることも可能) とされているが、本条は、全株主が同意すれば招集通知期間の短縮を許容する。DTI, *ibid.*, at para. 584.

旨を明記しなければならない。

(2) 年次株主総会は、当該株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意すれば、第307条第2項または会社定款のいずれかが定めるよりも短い期間の通知により招集することができる。)

第338条 公開会社：株主の年次株主総会の議案回付請求権 (Public companies: members' power to require circulation of resolutions for AGMs)⁽¹¹⁾

(1) 公開会社の株主は、次の年次株主総会の通知を受ける権利を有する当該会社の株主に対して、当該株主総会に適切に提出することができかつ提出を意図する議案にかかる通知を発することを、会社に請求することができる。

(2) 議案は、次の各号に掲げる場合を除き、これを適切に年次総会に提出することができる。

- (a) 可決されたとしても（制定法または会社定款その他のいずれかに反するため）無効である場合
- (b) 他者の名誉を毀損する (defamatory) ものである場合、または、
- (c) 明らかに法的根拠を欠く (frivolous) かあるいは嫌がらせ目的である (vexatious) 場合

(3) 会社は、次の各号に掲げる者からの請求を受けたときは、ただちに議案にかかる通知を発しなければならない。

- (a) 年次株主総会における当該請求にかかる議案につき議決権を有する全株主の有する総議決権数（会社が金庫株として保有する株式に属する議決権を除く）の5%以上を有する株主
 - (b) 年次株主総会における当該請求にかかる議案につき議決権を有する100人以上の株主で、その払込金額の1人あたりの平均が100ポンド以上である株主
- 第153条（株式を他の者のために保有する場合の権利行使）も参照のこと。

(4) 請求は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 請求は、書面 (hard copy form) により、または電磁的方法 (electronic form) によりこれをなすことができ、
- (b) 請求は、通知を発すべき議案を特定しなければならない、
- (c) 請求は、議案を作成した者によって認証されなければならない、かつ、
- (d) 請求は、遅くとも次に掲げる期間までに会社によって受領されなければならない。
 - (i) 請求にかかる年次株主総会の6週間前、または、
 - (ii) 以降は、当該株主総会の通知が発せられるとき

第339条 公開会社：年次総会への株主議案の会社による回付義務 (Public com-

(11) 本条は第339条とともに、1985年会社法第376条および第377条の規定の一部を置き換える規定である。2006年法における変更点として、回付請求にかかる持株数要件の充足に関して（第3項）、対象となる議案について議決権を有する株式に限定したことである。DTI, *ibid.*, at para. 585.

panies: company's duty to circulate members' resolutions for AGMs)

(1) 第338条に基づき議案にかかる通知を発することを要する会社は、年次株主総会の通知を受領する権利を有する当該会社の各株主に対し、次に掲げる各号に従って議案の写しを送付しなければならない。

(a) 総会の通知と同様の方式により、かつ、

(b) 総会の通知を発するのと同時か、遅れる場合であっても合理的に可能な限り直ちに

(2) 本条第1項は、第340条第2項(回付費用にかかる金額の預託または支払)に従い効力を有する。

(3) 年次株主総会において取り扱うことのできる議事(business)には、本条に従い通知の発せられた議案を含む。

(4) 本条の規定を遵守しない場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(5) 本条に基づいて有罪となる者は、以下の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決(conviction on indictment)の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決(summary conviction)の場合は、法定最高額を超えない罰金

第340条 公開会社：年次株主総会にかかる株主提案の回付費用(Public companies: expenses of circulating members' resolutions for AGM)

(1) 第339条の遵守にかかる会社の経費は、会社による議案の回付を要求するに足だけの請求が当該株主総会に先立つ会計年度末までに受領された場合、当該議案の回付を請求した株主は支払うことを要しない。

(2) 本条第1項の要件が満たされない場合、次に掲げる各号に従わなければならない。

(a) 会社が別段の定めをしない限り、第339条の遵守にかかる会社の経費は、当該議案の回付を請求した株主によって支払われなければならない、

(b) 会社がすでに別段の定めをしている場合を除き、次に掲げるときまでに、同条の遵守にかかる経費に充てるのに十分であると合理的にみなされる金額が会社に対して預託または支払がなされない限り、会社は同条の遵守義務を負わない。

(i) 請求にかかる年次株主総会の6週間前、または、

(ii) 以降は、総会の通知が発せられるとき

第5章 上場会社にかかる追加的要件

(Additional Requirements For Quoted Companies)⁽¹²⁾

ウェブサイトにおける投票結果の公表(Website publication of poll results)

(12) 本章の規定は、上場会社に対し、新たにウェブサイトにおける年次株主総会の投票結果の開示および投票にかかる独立報告書の2つの追加的要件を課すものである。これらの制度の導入は、CLR(The Company Law Review Steer-

第341条 ウェブサイトにおける投票結果の公表 (Results of poll to be made available on website)

(1) 上場会社の株主総会で投票が行われる場合、会社は、次の各号に掲げる事項をウェブサイトから入手できるようにしておかなければならない⁽¹³⁾。

- (a) 総会の会日
- (b) 議案の本文、または場合により、投票にかかる議題の説明
- (c) 賛成投票数、および、
- (d) 反対投票数

(2) 第353条(ウェブサイトの利用可能性にかかる要件)の規定が適用される。

(3) 本条の規定(または本条の目的に照らして適用される第353条の要件)を遵守しなかった場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(4) 本条第3項の規定に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決(summary conviction)の場合は、法定最高額を超えない罰金刑に処せられる。

(5) 本条の規定(または第353条の要件)の不遵守は、次の各号に掲げる行為の効力に影響を及ぼさない。

- (a) 投票、または、
- (b) 投票にかかる決議または(可決もしくは承認された場合の)その他の議事

(6) 本条は、本条が施行された後に行われた投票にのみ適用される。

投票に関する独立報告書 (Independent report on poll)⁽¹⁴⁾

第342条 株主の投票に関する独立報告書の請求権 (Members' power to require in-

ing Group)により勧告されていた(The Company Law Review Steering Group (CLR), "Modern Company Law for a Competitive Economy: Final Report", URN 01/943, July, 2001, para. 6. 39 (ii) and (iv)). DTI, *ibid.*, at para. 588.

本章の規定が適用される「上場会社」は、第385条において定義されている。同条は、1985年会社法262条に代替する規定である。

- (13) 本項各号に掲げる情報は最低限のものであり、会社が追加の情報開示を任意になすことを妨げない。DTI, *ibid.*, at para. 589.
- (14) 実質株主による議決権行使の指図が、総会の投票結果に適切に反映されているかどうかについては、かねてから疑義があった。CLR, *supra* note 12, para. 6. 25, Review of the impediments to voting UK shares, Report by Paul Myners to the Shareholder Voting Working Group—an update on progress three years on, July, 2007, pp. 1-4. これを受けて、2006年会社法は実質株主も含めた株主に少数株主権として総会における投票に関する独立投票検査役による報告書の請求権を認めたものである。これは上場会社の特例として定められている。

しかしながら、独立投票検査役の職務の対象は、あくまで会社における実務

dependent report on poll)

(1) 上場会社の株主は、取締役が、年次総会において行われたまたは行われる予定であるあらゆる投票に関する独立報告書を入手するよう請求することができる。

(2) 次の各号に掲げる者から請求を受けた場合、取締役は、独立報告書を入手することを要する。

(a) 投票にかかる事項につき議決権を有する全株主の有する総議決権数（会社が金庫株として保有する株式に属する議決権を除く）の5%以上を有する株主

(b) 投票にかかる事項につき議決権を有する100人以上の株主で、その払込金額の平均が100ポンド以上である株主

第153条（株式を他の者のために保有する場合の権利行使）も参照のこと。

(3) 当該請求が、1回以上の投票にかかるものである場合、そのそれぞれについて本条第2項の要件が充足されなければならない。

(4) 請求は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(a) 請求は、書面により、または電磁的方法によりこれをなすことができ、

(b) 請求は、当該請求にかかる投票を特定しなければならず、

(c) 請求は、当該請求をなす者によって認証されなければならず、かつ、

(d) 請求は、投票がなされた日より1週間以内に会社により受領されなければならない。

第343条 独立投票検査役の任命 (Appointment of independent assessor)

(1) 第342条に基づき投票に関する独立報告書の入手を要する取締役は、投票に関する会社宛報告書を作成するのにふさわしいとみなす者（「独立投票検査役 (independent assessor)」）を任命しなければならない。

(2) 独立投票検査役の任命は、会社に対して報告書の入手請求がなされてから1週間以内に行われなければならない。

(3) 取締役は、次の各号に掲げる者を独立投票検査役に任命してはならない。

(a) 第344条の独立性の要件を満たさない者、または、

(b) 報告すべき投票に関して他の役割（とくに議決権数の修正もしくは勘定または代理人の任命に関する役割を含む）を担っている者

(4) 本条の規定を遵守しなかった場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(5) 本条の規定に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル5を超えない罰金に処せられる。

(6) 総会において、報告書の請求されている投票が行われなるときは、次の各号にしたがう。

(a) 取締役は、独立投票検査役から報告書を入手することを要せず、

および手続に関してのみであり、実質株主の指図が名義株主を通じて会社に適切に伝達されているかについてまで検査を行うものではない。Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, 8th ed. (2008), p. 463.

- (b) 独立投票検査役の任命は終了となる (ただし、任命終了までに行われた職務への対価の請求権を妨げない)。

第344条 独立性要件 (Independence requirement)⁽¹⁵⁾

(1) 以下の各号に掲げる者は、独立投票検査役としてこれを任命することができない。

(a) 以下に掲げる者

- (i) 当該会社の役員あるいは従業員であるか、または、
- (ii) (i) に掲げた者のパートナーあるいは従業員か、または (i) に掲げた者がパートナーであるパートナーシップ

(b) 以下に掲げる者

- (i) 当該会社の関連企業の役員あるいは従業員であるか、または、
- (ii) (i) に掲げた者のパートナーあるいは従業員か、または (i) に掲げた者がパートナーであるパートナーシップ

(c) 以下に掲げる者の間に規則をもって国務大臣が定める関係が存在する場合

- (i) その者またはその者の関係者
- (ii) 当該会社または当該会社の関連企業

(2) 当該会社の会計監査役は、本条の目的との関連では、これを同社の役員または従業員とみなさない。

(3) 本条における「関連企業」とは、以下の各号に掲げるものを意味し、「関係者」とは、第345条に定める意味である。

- (a) 当該会社の親企業もしくは従属企業、または、
- (b) 当該会社の親企業の従属企業

(4) 本条に基づく規則は、不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服する。

第345条 「関係者」の意義 (Meaning of “associate”)

(1) 本条は第344条 (独立性要件) が定める「関係者」を定義する。

(2) 個人における「関係者」とは、次の各号に掲げる者を意味する。

- (a) 当該個人の配偶者、シビル・パートナー (civil partner)、未成年者の子または継子、
- (b) 当該個人が取締役である法人 (body corporate)、および、
- (c) 当該個人の被用者またはパートナー

(3) 法人について、「関係者」とは、次の各号に掲げる者を意味する。

- (a) 当該法人が取締役である法人、
- (b) 当該法人と同一のグループに属する法人、および、
- (c) 当該法人または同一のグループに属する法人の従業員またはパートナー

(4) 適用法によって法人とされるパートナーシップにおける「関係者」とは、次の

(15) 本条第1項に定める要件は、会計監査役の独立性要件 (第1214条) と同一である。DTI, supra note 2, at para. 592.

各号に掲げる者を意味する。

- (a) 当該パートナーシップが取締役である法人、
 - (b) 当該パートナーシップの従業員またはパートナー、および、
 - (c) 当該パートナーシップのパートナーの関係者である者
- (5) 適用法によって法人とされていないパートナーシップにおける「関係者」とは、パートナーの関係者である者を意味する。
- (6) 本条において、有限責任パートナーシップについては、「取締役」とあるのは「構成員」と読み替える。

第346条 パートナーシップを任命した場合の効果 (Effect of appointment of a partnership)

- (1) 本条は、適用法によって法人とされていないパートナーシップが独立投票検査役に任命された場合に適用される。
- (2) 反対の意思表示が無い限り、任命されるのはパートナーシップそれ自体であって、パートナーではない。
- (3) パートナーシップが解消された場合、当該任命は次の各号に掲げる者にまで拡張されたものとして取り扱われる。
- (a) 当該パートナーシップの業務を承継したパートナーシップ、または、
 - (b) パートナーシップにおいて過去に行われていた業務を承継した第三者
- (4) 本条 3 項の目的に関しては、次の各号に掲げる通りとする。
- (a) パートナーシップが、他のパートナーシップの業務を承継したと見なされるのは、承継したとされるパートナーシップの構成員が旧パートナーシップの構成員と実質的に同一である場合に限られ、また、
 - (b) パートナーシップまたは第三者がパートナーシップの業務を承継したと見なされるのは、パートナーシップまたは第三者が旧パートナーシップの事業の全部あるいは実質的な全部を承継した場合に限られる。
- (5) パートナーシップが解消され、本条第 3 項に基づき、当該任命の範囲がパートナーシップまたは第三者に拡張されたものとして取り扱われない場合、当該任命は、会社の同意をもって、次の各号に掲げる事業またはその事業の一部を承継するパートナーシップまたは第三者にまで拡張するものとしてこれを取り扱うことができる。
- (a) 旧パートナーシップの事業、または、
 - (b) 当該任命を含むものとして取り扱うことに会社が合意している事業の一部

第347条 独立投票検査役報告書 (The independent assessor's report)

- (1) 独立投票検査役の報告書には、以下の各号に掲げる事項について同人の意見が述べられなければならない。
- (a) 投票に関連して採択された手続が十分なものであったかどうか
 - (b) 議決権行使（代理人によるものを含む）が公正かつ正確に勘定され記録されたかどうか
 - (c) 株主による代理人の選任の効力が公正に評価されたかどうか
 - (d) 総会の通知が第325条（代理人の任命権に関する書類を含む総会通知）の規定

を遵守したものであったかどうか

(e) 総会に関して、第326条（会社の費用による代理人任命の勧誘）の規定が遵守されたかどうか

(2) 報告書には、述べられた意見に対する理由が付されなければならない。

(3) 独立投票検査役が上記の事項のいずれかについて、意見を形成することができない場合、報告書にはその事実を記録するとともにその理由が述べられなければならない。

(4) 報告書には、独立投票検査役の氏名が記載されなければならない。

第348条 独立投票検査役の権限：総会出席権等 (Rights of independent assessor: right to attend meeting etc)

(1) 独立投票検査役が投票について報告を行うため任命されたとき、その者は次の各号に掲げる行為をなす権限を有する。

(a) 当該投票が行われる総会への出席、

(b) 当該投票に関するその後の諸手続きへの参加

(2) 独立投票検査役はまた、会社から、以下の各号に掲げるものの写しの提供を受ける権限を有する。

(a) 総会通知、および、

(b) 総会に関して、当該投票にかかる事項につき議決権を有する者に対して会社から提供される他の一切の文書 (communication)

(3) 本条により付与される権利は、独立投票検査役が自己の報告書作成に必要とみなす範囲でのみこれを行行使することができる。

(4) 独立投票検査役が企業体 (a firm) であるときは、本条第1項に基づき、投票に関して総会およびその後の諸手続きに参加する権利は、当該企業体により書面をもって、その代表者として行為する権限を付与された個人によって行使しうるものとする。

第349条 独立投票検査役の権限：情報収集権 (Rights of independent assessor: right to information)

(1) 独立投票検査役は、以下の各号に掲げる事項に関係する会社の記録を入手する権限を有する。

(a) 報告書を作成すべき投票

(b) 投票が行われる可能性のあるまたは行われた総会

(2) 独立投票検査役は重要時にはいつでも、次の各号に掲げる者に対して、報告書作成のために、情報の提供ないし説明をするよう請求しうる。

(a) 当該会社の取締役または秘書役

(b) 当該会社の従業員

(c) 当該会社の記録を保持しあるいは説明義務を負う者

(d) 当該会社の社員

(e) 当該会社の代理人

(3) 本条の目的に関して、「代理人」とは、当該会社の取引銀行、ソリシタおよび会

計監査役を含む。

(4) 本条の請求に対してある者が作成した書類は、第350条（情報開示条項違反）に基づく訴訟手続を除く刑事訴訟手続において、その者に不利な証拠としてこれを用いることができない。

(5) 法律訴訟において法律専門家秘匿特権（legal professional privilege）（スコットランドでは通信の秘密（confidentiality of communications））の主張がなされる情報について、本条に基づき開示義務が課せられることはない。

第350条 情報開示条項違反（Offences relating to provision of information）

(1) 第349条に規定する要件を直ちに遵守しなかった者は、請求された情報ないし説明を提供することがその者にとって合理的に実現可能でなかったものでない限り、有罪となる。

(2) 本条第1項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル3を超えない過料に処せられる。

(3) 独立投票検査役に対し、故意または重過失により（knowingly or recklessly）（口頭または書面で）次の各号に掲げる内容の陳述をした者は、有罪となる。

(a) 独立投票検査役が第349条の規定に基づき請求しまたは請求する権限を有する情報または説明を伝えるか伝えようと主張し、かつ、

(b) 当該情報または説明が、重要な点で誤解を招きやすい（misleading）、虚偽の（false）、あるいは詐欺的な（deceptive）内容であること

(4) 本条第3項に基づいて有罪となる者は、以下の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決（conviction on indictment）の場合には、10年以下の禁固もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決の場合には、以下に掲げる刑に処せられる。

(i) イングランドおよびウェールズでは、12か月以下の禁固もしくは法定最高額を超えない罰金（またはその併科）

(ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6か月以下の懲役または法定最高額を超えない罰金（またはその併科）

(5) 本条は、独立投票検査役が第348条または第349条に基づく権利を行使するための、差止命令（injunction）（スコットランドでは、禁止命令（interdict）または特定履行命令（order for specific performance））の申立権に何ら影響を及ぼさない。

第351条 ウェブサイトにおける開示情報（Information to be made available on website）

(1) 独立投票検査役が投票に関し報告するために任命されたとき、当該会社は、次の各号に掲げる情報について、ウェブサイトにおいて入手できるようにしなければならない。

(a) 独立投票検査役任命の事実

(b) 独立投票検査役の名称等

(c) 議案の本文、または場合により、独立投票検査役の任命にかかる投票に関する内容の説明、および、

- (d) 第347条の規定に従った報告書の写し
- (2) 第353条（ウェブサイトの利用可能性にかかる要件）の規定が適用される。
- (3) 本条の規定（または本条の目的に関して適用される第353条の要件）を遵守しなかった場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。
- (4) 本条第3項の規定に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル3を超えない科料に処せられる。
- (5) 本条の規定（または第353条の要件）の不遵守は、以下の各号に掲げる行為の効力に影響を及ぼさない。
 - (a) 投票、または、
 - (b) 投票にかかる決議または（可決もしくは承認された場合の）その他の議事

補則 (Supplementary)

第352条 種類株主総会への適用 (Application of provisions to class meetings)

- (1) 第341条（ウェブサイトにおける投票結果の公表）および第342条乃至第351条（投票に関する独立報告書）の規定は、種類株式に付属する権利の変更について、（必要な修正を加えたうえで）上場会社の種類株主総会にも普通株主総会と同様に適用する。
- (2) 本条の目的に関しては、以下の各号に掲げる通りとする。
 - (a) 会社定款に含まれている、種類株式に付属する各種の権利のための条項の修正、またはそうした条項の定款への挿入は、それ自体それら権利の変更として取り扱われるものとし、かつ、
 - (b) 種類株式に付属する権利の変更には、それら権利の廃止も含まれる。

第353条 ウェブサイトの利用可能性にかかる要件 (Requirements as to website availability)

- (1) 本条の以下の条項は、第341条（ウェブサイトにおける投票結果の公表）、および第351条（独立投票検査役報告書のウェブサイトにおける備置）に適用される。
- (2) 情報は、次の各号に掲げる要件を満たすウェブサイトにおいて入手可能でなければならない。
 - (a) 当該会社により、または当該会社のために維持され、かつ、
 - (b) 当該会社を特定するもの
- (3) ウェブサイト上の情報へのアクセス、およびウェブサイトからの情報のプリントアウトの入手可能性は、手数料の支払いやその他の制限といった条件付きのものであってはならない。
- (4) ウェブサイトに掲げるべき情報は、以下の各号に掲げる通りにしなければならない。
 - (a) 実行が合理的である範囲でできるだけ早期に入手できるようにしなければならない、かつ、
 - (b) 本条に従い、ウェブサイトにおいて初めて入手できるようになった日から2年間継続して入手できるようにしなければならない。

(5) 本条第4項(b)号に定める期間を通じてウェブサイトにおいて情報を入手できるようにすることの懈怠は、以下の各号に掲げる場合には問題とされない。

- (a) 当該期間の一部でもウェブサイトにおいて情報を入手することができ、かつ、
- (b) かかる懈怠が、当該会社に阻止または回避を期待することが合理的でないような状況にもっぱら起因する場合

第354条 本章の規定が適用される会社類型の制限または拡張にかかる権限 (Power to limit or extend the types of company to which provisions of this Chapter apply)

(1) 国務大臣は、規則をもって以下の各号に掲げる行為をなすことができる。

- (a) 本章の規定の一部または全部が適用される会社類型を制限し、または、
- (b) 本章の規定の一部または全部を新たに追加される会社類型にまで拡張すること

(2) 本条に基づき本章の規定の適用を拡大する規則は、採択決議手続 (affirmative resolution procedure) に服するものとする。

(3) 本条に基づく他の規則は、不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服するものとする。

(4) 本条に基づく規則は、以下の各号に掲げる効力を有する。

- (a) 本章の規定(本条を除く)を修正し、
- (b) 本章の規定を、実質的な修正であるかいかかわらず、形式または取決めの修正をもって廃止かつ制定し直し、
- (c) 国務大臣が適当と考える間接 (consequential) 条項、付随 (incidental) 条項および補完 (supplementary) 条項 (制定法を修正、廃止、撤回する条項を含む) を含む。

第6章 決議および総会にかかる記録 (Records of Resolutions and Meetings)⁽¹⁶⁾

第355条 決議および総会等にかかる記録 (Records of resolutions and meetings etc)

(1) 会社は以下の各号に掲げる事項を含む記録を作成しなければならない。

- (a) 総会外において可決された、全ての株主提案の写し
- (b) 総会における全ての手続にかかる議事録、および、
- (c) 第357条(一人会社の社員による決定)に従い会社に提供された詳細

(2) 当該記録は、決議、総会または決定(のいずれか)の日より最低10年間保存されなければならない。

(3) 会社が本条の規定を遵守しなかった場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が

(16) 本章の以下の規定は、1985年会社法第382条、第382A条、第382B条および第383条に代替する規定である。2006年会社法は、1985年会社法が定めていなかった最低保存期間(10年)を新たに設けている(第355条第2項)ほか、種類株主総会にも適用があることを明示している(第359条)。

有罪となる。

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル3を超えない額の罰金に処せられ、違反が継続する場合には、標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金が加算される。

第356条 証拠としての決議等の記録 (Records as evidence of resolutions etc)

(1) 本条は、第355条に従って保存された記録に適用される。

(2) 総会外で可決された議案の記録は、当該会社の取締役または秘書役により認証されるときは、決議が可決されたことについて証拠能力 (evidence) (スコットランドにおいては十分な証拠能力 (sufficient evidence)) を有する。

(3) 記録が私会社の書面決議にかかるものである場合、決議の可決に関する本法の要件は、反証が無い限り遵守されたものとみなす。

(4) 総会の手続にかかる議事録は、総会の議長または次の総会の議長により認証されるときは、決議が可決されたことについて証拠能力 (スコットランドにおいては十分な証拠能力) を有する。

(5) 記録が会社の総会の手続にかかるものである場合、反証があるまでは、以下の各号に掲げる通りとする。

- (a) 当該総会は、適法に招集され開催されたと見なされ、
- (b) 総会における全ての手続は適法に行われたものと見なされ、かつ、
- (c) 総会における全ての任命行為は有効と見なされる。

第357条 一人会社の社員による決定の記録 (Records of decisions by sole member)

(1) 本条は、社員が一人である、株式有限責任会社または保証有限責任会社に適用される。

(2) 当該一人社員が、次の各号に掲げる内容の決定をした場合、その者は（当該決定が書面決議の方法でなされたものでない限り）会社に対して当該決定の詳細を提供しなければならない。

- (a) 総会において会社によりなしうることのできるものであり、かつ、
- (b) 総会において会社により承認されたのと同じ効力を有するもの

(3) 本条の規定を遵守しない者は、有罪となる。

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル2を超えない罰金に処せられる。

(5) 本条第2項の決定の効力は本条違反による影響を受けない。

第358条 決議および総会にかかる記録の閲覧 (Inspection of records of resolutions and meetings)

(1) 第355条（決議等の記録）にいう過去10年間における記録は、閲覧に供するため以下の各号に掲げる場所において保存しなければならない。

- (a) 会社の本店所在地か、または、
- (b) 第1136条に基づく規則が定める場所

(2) 会社は、登記官 (registrar) に対し、以下の各号に掲げる通知を発しなければ

ならない。ただし、保存する全期間において、当該記録が会社の本店所在地に保存されている場合はこの限りでない。

(a) 閲覧に供するために記録が保存されている場所、および、

(b) 当該場所の変更

(3) 当該記録は、社員による閲覧のために、無料で入手できなければならない。

(4) 社員は規定の手数料を支払ったうえで、記録の写しを請求することができる。

(5) 本条第 2 項の規定が 14 日間遵守されなかった場合、本条第 3 項の規定に基づく閲覧請求が拒絶された場合、または本条第 4 項の規定に基づき請求された写しが送付されなかった場合、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。

(6) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決の場合は、標準スケールにおけるレベル 3 を超えない額の罰金に処せられ、違反が継続する場合には、標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金が増算される。

(7) 本条第 3 項に基づく閲覧が拒絶された場合、または本条第 4 項に基づき請求した写しが送付されない場合、裁判所は命令により当該記録の即時の閲覧を強制し、また請求された写しを請求者に送付するよう命令することができる。

第359条 決議および種類社員総会にかかる記録 (Records of resolutions and meetings of class of members)

本章の規定は (必要な修正を施したうえで)、以下の各号に掲げる者の決議および総会について、一般社員による決議および総会と同様に適用される。

(a) 種類株主、および、

(b) 株式資本を有しない会社の場合、種類社員

第 7 章 補則 (SUPPLEMENTARY PROVISIONS)

第360条 通知期間の算定：初日不算入の原則 (Computation of periods of notice etc: clear day rule)

(1) 本条は、本章の以下に掲げる規定に適用される。

第307条第 1 項第 2 項 (社員総会の通知)

第312条第 1 項第 3 項 (特別通知を要する決議)

第314条第 4 項 d 号 (社員の提案説明書の回付請求)

第315条第 2 項 b 号 (回付費用に関する金額の供託または提供)

第338条第 4 項 d 号 (i) (公開会社の年次株主総会における株主提案の回付請求)

第340条第 2 項 b 号 (i) (回付費用に関する金額の供託または提供)

(2) これらの条項にいう通知期間、または請求が受領されなければならないもしくは費用が預託され支払われなければならない総会前期間は、次の各号に掲げる期間を除く一定の長さの期間とする。

(a) 総会の会日、および、

(b) 通知が発せられた、請求が受領された、または供託あるいは提供がなされた

日

第361条 「上場会社」の意義 (Meaning of “quoted company”)

本章にいう「上場会社」とは、本法の第15章におけるのと同義である。

〔菊田秀雄〕

〔付 記〕本稿は、平成19～21年度科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体のおよびわが国会社法との比較研究」（課題番号19530081）の研究成果の一部である。